**大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準　新旧対照表**

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、通信制の課程（以下「課程」という。）を置く私立高等  学校又は私立中等教育学校（以下「私立学校」という。）の設置、私立学校の課程・学科の設置、私立  学校の収容定員に係る学則変更及び広域の課程を置く私立学校に係る学則変更の認可を行う場合は、  高等学校設置基準（平成１６年文部科学省令第２０号）、高等学校通信教育規程（昭和３７年文部省令  第３２号、以下「通信規程」という。）その他の関係法令等のほか、この基準及び手続により審査する。  第１　私立学校の設置認可  １―５　(略)  ６　施設及び設備等  (1)　(略)  (2) 面接指導又は試験を行う施設は、(1)アからウまでに掲げる施設とする。ただし、単位の修得の認定を行わず単に生徒への学習面や生活面での支援等を行う施設については、この限りでない。  (3)・(4)　(略)  (5) (4)にかかわらず、年齢差を考慮した安全対策を講じるなど、安全上及び教育上支障がなく、かつ、次のすべての基準を満たす場合に限り、校地及び校舎を共用することができる。  ア―エ　(略)  (6)―(8)　(略)  ７―９　(略)  10　広域の課程  新たに設置する通信制高等学校に係る広域の課程の設置認可は、原則として行わない。  第２―第４　(略)  第５　広域の課程を置く私立学校に係る学則（収容定員に係るものを除く）変更認可  　１　(略)  ２　通信教育を行う区域  　(1) 大阪府の設置認可を受けた既設の通信制高等学校について当該学校が適正に運営されていると認められる場合において、当該学校に係る定員充足の状況、十分な教育内容及び学校経営の安定性・継続性等を踏まえて教育上支障がないことが確実と認められるときは、当該学校の開設から３年を経過した後、広域の課程への変更を認めるものとする。  　(2) 通信教育を行う区域は、当該区域の属する都道府県の意向や影響等を考慮した上で適正に設定されたものであること。  (3) 通信教育を行う区域を拡大する場合は、第１の８及び９の規定を準用する。  ３　（略）  ４　協力校の設置  　　　第１の４、５、６(7)、８及び９の規定を準用する。  ５　指定技能教育施設との連携  　　　第１の６(7)、８及び９の規定を準用する。  ６　(略)  第６　(略)  附則　(略)  附則　(略)  附則　(略)  附則　(略)  附則　(略)  附則  １　この基準は、令和３年８月１２日から施行する。  ２　この基準は、施行日以後、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用し、この基準の施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。  以下　(略) | 大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、通信制の課程（以下「課程」という。）を置く私立高等  学校又は私立中等教育学校（以下「私立学校」という。）の設置、私立学校の課程・学科の設置、私立学校の収容定員に係る学則変更及び広域の課程を置く私立学校に係る学則変更の認可を行う場合は、高等学校設置基準（平成１６年文部科学省令第２０号）、高等学校通信教育規程（昭和３７年文部省令第３２号、以下「通信規程」という。）その他の関係法令等のほか、この基準及び手続により審査する。  第１　私立学校の設置認可  １―５　(略)  ６　施設及び設備等  (1)　(略)  (2)・(3)　(略)  (4) (3)にかかわらず、年齢差を考慮した安全対策を講じるなど、安全上及び教育上支障がなく、かつ、次のすべての基準を満たす場合に限り、校地及び校舎を共用することができる。  ア―エ　(略)  (5)―(7)　(略)  ７―９　(略)  第２―第４　(略)  第５　広域の課程を置く私立学校に係る学則（収容定員に係るものを除く）変更認可  　１　(略)  ２　通信教育を行う区域  　　　当該都道府県の意向や影響等を考慮した上で適正に設定すること。また、通信教育を行う区域を拡大する場合は、第１の８及び９の規定を準用する。  ３　（略）  ４　協力校の設置  　　　第１の４、５、６(6)、８及び９の規定を準用する。  ５　指定技能教育施設との連携  　　　第１の６(6)、８及び９の規定を準用する。  ６　(略)  第６　(略)  附則　(略)  附則　(略)  附則　(略)  附則　(略)  附則　(略)  以下　(略) |